

介護保険制度における軽度者の福祉用具貸与の取扱いについて

- 介護保険制度における福祉用具貸与では、平成 18 年 4 月から、軽度者（要支援 1・2、要介護 1）について、その状態像から使用が想定しにくい車いす等の種目は、保険給付の対象外となっています。
- ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として福祉用具貸与が行われます。その妥当性については、原則として、要介護認定の認定調査票（基本調査）の直近の結果を活用して客観的に判定することとされています。【表－1】
- しかし、国が実施した全国調査の結果を分析した結果、こうした判断方法では、福祉用具が必要な状態であるにもかかわらず、例外給付の対象とならないことが判明したため、従来どおりの認定調査票（基本調査）の直近の結果を活用して客観的に判定する方法に加え、新しい判断基準を設けることになりました。

【表－2】

【表－1】

対象外種目	厚生労働大臣が定める者 (第 23 号告示第 19 号)	認定調査の結果
ア 車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	「できない」 ※
イ 特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起きあがり困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	「できない」 「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	「意思を他者に伝達できない」 など 「全介助」以外
オ 移動用リフト（除つり具部分）	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	「できない」 「一部介助」または「全介助」 ※

※アの(2)、オの(3)については、該当する認定調査結果がないため、適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断する。

【表－2】

対象者の拡大	<p>①疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者（例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象）</p> <p>②疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）</p> <p>③疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的見地から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断出来る者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）</p>
手続き	<p>上記①～③のいずれかに該当する者であることが、</p> <p>ア 医師の意見（医学的な所見）に基づき判断され、</p> <p>イ サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえてえていることを、</p> <p>ウ 市町村が「確認」している</p> <p>ものであれば、例外給付を認める。</p>